

## 防災士資格取得費補助金のご案内

地域の防災活動に、行政と協働して取り組んでいただける「地域の防災リーダー」の養成を促進するため、防災士の資格取得に必要な経費に対する補助金を交付しています。

### ～防災士とは～

自助、共助及び協働を原則として、社会の様々な場で減災と地域防災力向上のための活動を行い、防災に対する十分な知識、技能及び意識を有するものとして、特定非営利活動法人日本防災士機構が認定するものです。

#### ■ 補助対象者 つぎの条件の全てに該当する方

- ① 本町に居住し、本町の住民基本台帳に記録されている方
- ② 防災士研修センター等又は徳島県が開催する地域防災推進員養成研修を受講した後に、防災士機構が実施する「防災士資格取得試験」に合格した者
- ③ 防災士として登録し、防災リーダーとして本町の自主防災組織等で活動する意思のある方

#### ■ 補助対象経費

- ① 地域防災推進員養成研修等の受講にかかる費用
- ② 防災士資格取得試験受験料
- ③ 防災士資格登録料

#### ■ 補助金額 補助対象経費の合計金額（上限 12,000 円）

#### ■ 申請方法 北島町防災士資格取得費補助金交付申請書に必要事項を記入のうえ、北島町役場危機情報管理課に提出してください。 （防災士の認証登録を受けた日から1年を経過する日までに申請が必要）

※ 補助金の交付は、1人につき1回限りです。